

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査については、2023年2月より2営業期分の希少猛禽類を対象とした鳥類調査（定点調査）を実施しております。調査方法や地点等に関しては鳥類に知見を持つ専門家へ事前にヒアリングを実施しております。 上記以外の環境影響評価手続きに該当する項目については、現時点では、方法書以降に現地調査を行う計画としております。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみで、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっております。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	図書には開発に関する重要な情報が含まれており、他事業者による調査内容の盗用や不正な利用、また、第三者による悪用の恐れがあるため、環境影響評価図書をダウンロード・印刷が可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することは控えております。 住民から要望があった際に図書の貸し出しを行った実績はあり、住民との相互理解促進のため、住民からのご要望やご意見を確認した上で対応について検討していきたいと考えております。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	住民との相互理解のため、説明会を適宜実施し、事業計画を周知すること、住民の声を聞いて誠実に対応することが必要と考えます。配慮書縦覧期間には自主的に説明会を開催したほか、現地調査の実施等については近隣地区への全戸配布により周知し情報提供を行っています。 関係自治体には検討内容や進捗の報告など密な情報提供が必要と考えます。再生可能エネルギーの担当課のみではなく、森林関係の担当課や施設等にも訪問し、検討内容等について共有をしながら検討を進めております。 引き続き密にコミュニケーションを取りながら検討を進めて行く考えです。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	10	(a) 検討対象エリアの選定	1次	そもそも北海道内で事業を検討した理由を伺います。また、黒松内町の「マイナスカーボン・シティ」宣言と本事業との関係についても伺います。	北海道では、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」において、早期より新エネを主要なエネルギー源の一つにすることとしています。また、「新エネルギー導入拡大に向けた基本方向」において、道内での新エネルギー導入を加速し、地域と経済の活性化を図るとともに、我が国のエネルギー拠点として、中長期的なエネルギーの多様化などに貢献することとしています。さらに、同基本方向にも記載のとおり、新エネルギーの可能性を最大限に発揮するための基盤整備として、送電インフラ整備のような新エネルギー導入拡大に向けた取組が積極的に進められていることなどから、北海道内での事業を検討しております。 黒松内町の「マイナスカーボン・シティ」宣言においては、再生可能エネルギーの導入に取り組むことが表明されております。同宣言と本事業の関係については、現時点で黒松内町との取り決め等は行っておりませんが、本事業の実施により再エネの導入に貢献することが可能となるため、本事業が担う役割について引き続き協議を行っていく考えです。同宣言の中では、再エネの導入の在り方などについて「基本計画」を策定することとしております。本事業は現時点でこの基本計画に含まれるものではありませんが、今後必要に応じて協議をしていく考えです。また、同宣言の取り組みとして、ブナ林など豊かな自然環境を保全することも含まれており、環境影響評価や黒松内町との協議を通して、環境保全のための適切な配慮について検討を進めてまいります。
2-2	10	(c) 環境保全上留意が必要な場所の確認	1次	自然度の高い植生（自然度9及び10）を可能な限り除外したとありますが、区域内に残存する自然度9及び10を今後の現地調査による分布状況の把握の上で、極力回避とし、配慮書段階で除外しなかった理由についてご教示願います。	配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、「自然度の高い植生（自然度9及び10）」が含まれております。 今後の方法書以降の手続においては、事業計画の具体化に合わせて、現地調査による分布状況の把握の上で区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ず自然度の高い植生（自然度9及び10）」を回避できない場合は、専門家の助言を受けながら適切な措置を講じる方針です。
2-3	21~22	輸送計画	1次	輸送計画に記載の大浜港は、岩内港のことでしょうか。	輸送計画に記載の大浜港は、岩内港のことです。岩内港のうち大浜地区という意図で記載をしておりますが、国土交通省北海道開発局のHP等より岩内港が正式な名称と理解しますので、方法書では適切な記載に修正いたします。
2-4	21	表2.2-4	1次	現地の雪の状況に応じて、冬季は休工する場合もある。とのことですが、今後計画を進めて行くにあたり、現地の状況把握が進んだ段階で休工時期を決めるという意味でしょうか。	ご理解のとおり、現地の状況把握が進んだ段階で具体的な休工時期を決めるという意味で記載をしております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	23	(1) 事業実施想定区域及びその周囲における風力発電事業	1次	事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、 ①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 ②今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。	①現段階では本事業における風車配置計画等の事業計画が未確定である事項が多いことから、事業区域の周囲に位置する他風力事業との協議は行っておりません。しかしながら、事業実施想定区域の周囲における風力発電計画の進捗や既設風力発電所の位置を整理することで、周辺状況を整理しております。(p2-21, 22記載) ②累積的影響については、今後事業の計画熟度を高めつつ、現地調査や予測評価を行う中で、累積的影響が懸念される環境項目については、他事業者への情報提供依頼を行い、実行可能な範囲で累積的影響の予測を行います。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	25	第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況	1次	近隣自治体（島牧村、今金町）に対して、関係地方公共団体を黒松内町、長万部町及び寿都町とすることを確認した上で選定に至っているとのことですが、島牧村及び今金町に対してどのようにヒアリングを行い、どのような趣旨の回答があり、関係地方公共団体としないこととしたのか、可能な範囲でご教示願います。	島牧村及び今金町に対しては、事業概要や事業実施想定区域、主要な眺望点及び可視領域等の配慮書図書の内容を説明したうえで、関係地方公共団体に含めるか否かを相談しております。その結果、含める必要はないとの回答をいただいたことから、関係地方公共団体としないこととしております。
3-2	63 99	②動物の注目すべき生息地 (b) 重要な自然環境のまとまりの場	1次	①生物多様性保全上重要な里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」の一部が事業実施想定区域内に含まれているとありますが、事業実施想定区域の全域が含まれている状況となっています。この区域に対する事業者の認識と、今後どのように配慮していくのか事業者の見解について、それぞれお示しください。 ②添別ブナ林が自然共生サイトに認定されました。自然共生サイトは民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域とされており、動物の注目すべき生息地及び重要な自然環境のまとまりの場に該当するのではないかと考えられます。認定サイトの範囲とその概要を関係機関に確認し、必要な配慮についての検討を早急に行うべきと考えますが、事業者の見解と、今後の対応についてお示しください。	①「ブナ北限の里「黒松内」」は、黒松内町の町全域が対象とされており、重要な里地里山の選定理由にある「森と川と海のつながり」を維持していくことが重要と認識しております。今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討する方針です。 ②添別ブナ林が自然共生サイトに認定されたことを踏まえ、関係機関（黒松内町）に認定サイトの範囲や概要について確認を実施しています。現在把握している範囲では、添別ブナ林は事業実施想定区域と約2kmの離隔があり、影響は生じないと想定しておりますが、今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等との協議を行うなど、適切な対応を致します。
3-3	77	図3. 1-23	1次	事業実施想定区域上に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われませんが、今後どのように渡りの状況を把握していくのか、事業者の方針を伺います。	方法書以降の手続において専門家の助言を受けながら、現地調査の計画立案及び調査を行い、適切な予測及び評価を行う予定であります。
3-4	101	(a) 主要な景観資源	1次	①自然景観資源のみが選定されているように思われますが、既存文献やヒアリングでは人文景観資源の情報は得られなかったという認識でよろしかったでしょうか。 ②「景観資源は全て事業実施想定区域外に位置する」としてありますが、黒松内岳の東斜面が事業実施想定区域と重複しているため、事業実施想定区域外に位置するとは言えないのではないのでしょうか。	①自治体ヒアリングにより把握した寿都町の「カクジュウ佐藤家」は、眺望点として整理しており、漁師町の雰囲気を残す歴史的な文化エリアの代表的な建物として、人文景観資源の要素も持っていることと認識しています。 ②黒松内岳については、山頂と事業実施想定区域との位置関係で区域外としていたのですが、ご指摘のとおり、東斜面が事業実施想定区域と重複しているため、方法書以降の図書においては、表現の見直しを検討します。
3-5	106 108	人と自然との触れ合いの活動の場	1次	事業実施想定区域の周囲に、くろまつないフットパスのコースが複数あります。このうち西沢コースが既設道路拡幅のみ可能性がある区域に隣接しており、資機材の輸送ルートと重複すると考えられるため、人と自然とのふれあい活動の場として選定すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	方法書手続前に改めて黒松内町にヒアリングを行い、最新の状況を把握した上で、人と自然とのふれあい活動の場としての選定を検討致します。
3-6	122	(2) 地下水	1次	飲用井戸については、寿都町では図3. 2-3(1)に示すとおりとのことですが、図3. 2-3(1)に示されている水源（地下水）は、寿都町内においては飲用井戸を、黒松内町においては表3. 2-9に記載のある取水状況のうち深井戸の位置を示していると解してよろしかったでしょうか。	ご質問に記載頂いた内容の通りです。
3-7	123	図3. 2-3(1) 水道用水の取水状況	1次	①黒松内町の水道水源取水口が賀老川に位置しており、その集水域は事業実施想定区域内にあり、土地の改変の可能性があるかと解してよろしかったでしょうか。 ②黒松内町の水道水源への影響が懸念されますが、黒松内町との協議状況及び今後の予定について事業者の見解をご教示ください。	①ご指摘のとおり、集水域の一部が土地の改変の可能性のある範囲に含まれております。 ②現段階で黒松内町との協議は実施していません。方法書作成前に速やかに協議を行う予定です。
3-8	124	図3. 2-3(2) 農業用水の取水状況	1次	農業用水取水位置（表流水）の上流域が事業実施想定区域内にあり、水質への影響が懸念されますが、利水者との協議状況及び今後の予定について事業者の見解をご教示ください。	現段階で農業用水の利水者との協議は実施していません。今後の調査結果も踏まえ影響が想定される場合や利水者からの要望に応じて、協議を行う予定です。
3-9	128 130	住宅等の状況	1次	①項目や本文では住宅等と記載されていますが、図3. 2-6では住居等と記載されています。何か使い分けがあればご教示願います。 ②既設道路拡幅のみ可能性がある区域と住宅等との離隔について、現時点の計画ではどの程度でしょうか。	①特に使い分けはしておらず、同じ意味で用いています。 ②既設道路拡幅のみ可能性がある区域と住宅等との離隔は最も近接するところで約80mとなります。ただし、建物と利用状況（居住の有無等）については方法書以降に確認を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-10	174 ～ 182	国土防災関係	1次	事業実施想定区域内には、保安林や崩壊土砂流出危険地区が含まれていますが、これらの箇所を回避しなかった理由と、今後どのような環境保全措置を検討していくかをお示しください。	配慮書段階では本事業の工事計画に関して確定していない事項もあることから、現時点で改変する可能性のある範囲を広めに設定しているため、保安林や崩壊土砂流出危険地区が含まれています。今後の方法書以降の手続においては、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、やむを得ずこれらの箇所の改変が必要な場合は、必要に応じて関係各所と十分な協議を行った上で適切な措置を講じる方針です。
3-11	182	図3.2-21水資源保全地域の指定状況	1次	事業実施想定区域内には、黒松内町黒松内地区及び黒松内町西の沢地区水資源保全地域が含まれていますが、各地域に係る指定の区域及び地域別指針では、「ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。」とされており、水資源保全地域は、事業実施想定区域から除外することが望ましいと考えますが、事業者の見解をお示しください。	今後、やむを得ず水資源保全地域を対象事業実施区域に含める場合は、水資源の確保や水質への影響を極力低減する計画とするよう、今後の調査結果に基づき検討を行います。
3-12	183	(3) その他環境保全計画等	1次	黒松内町では「黒松内町生物多様性地域戦略」が策定されていますが、こちらに記載する必要はないでしょうか。本戦略の内容を踏まえ、今後の事業計画にどのように反映していく予定か、現段階の想定で構いませんのでご教示願います。	ご指摘の通り、方法書以降の図書で「黒松内町生物多様性地域戦略」について記載いたします。本戦略では、生物多様性の保全と再生、さらには活用という理念を取り入れ、「森・里・川・海 生物多様性土地利用構想」として、土地利用の分類に沿って目指すべき方向性が掲げられています。本事業の事業実施想定区域は、「森林生物多様性保全区域」や「持続可能な林業区域」「森林自然再生候補区域」に該当することから、これらの分類を踏まえ、今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討する方針です。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
騒音 4-1	197	(d) 予測結果	1次	住宅等の「等」には、どのようなものが含まれているかをご教示ください。	本配慮書の調査・予測の図書等で整理した「住宅等」とは、「国土基盤地図情報 建築物」（国土地理院基盤地図情報ダウンロードサービス）の情報を元にしており、住宅の他、車庫や畜舎、作業小屋等も含まれます。
騒音 4-2	199	(c) 方法書以降の手続等において留意する事項	1次	①「住宅等からの距離に留意し」とされていますが、方法書以降では、住宅等及び配慮が特に必要な施設との離隔距離を1.0km以上とすると解してよろしかったでしょうか。留意するとは具体的にどのような対応をされることを想定されているかについてご教示ください。 ②・1つ目は、騒音の影響についてのみ記載されていますが、超低周波音について現地調査に対する見解をご教示ください。	①「住宅等からの距離に留意し」とは、離隔距離の確保による騒音影響の低減を指しますが、具体的には地形等を考慮した予測計算を踏まえて風車騒音に係る指針値の確保を図るものであり、必ずしも離隔距離1.0km以上とするわけではありません。 ②超低周波音についても騒音と同様になります。
風車の影 4-3	204	評価結果	1次	住居等との離隔が現時点で1.0km以上確保されていること等を踏まえて、留意事項に留意することで重大な影響を回避又は低減することが可能であると評価していますが、風車の影の影響がローター直径の10倍の範囲内(今回は1.4km)で発生するのであれば、1.0km以上の離隔が確保されていることは重大な影響を回避又は低減が可能な前提条件とはならないのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	「住居等との離隔が現時点で1.0km以上確保されていること」のみで重大な影響を回避又は低減できるわけではなく、地形や方位等を考慮した予測計算を踏まえて配置を検討することで、重大な影響を回避又は低減できるものと考えます。
動物 4-4	223	専門家等への意見聴取の内容	1次	専門家ヒアリングにて、黒松内町でコウモリ調査が行われた際にヤマコウモリが確認されている旨の意見がありますが、本意見に関連する内容が記載されている文献情報は専門家に確認しているのでしょうか。もしそのような文献があれば、確認状況についてご教示願います。	専門家に確認した結果、黒松内町でのコウモリ調査の結果については、文献等の報告資料にはまとめられていないと伺っています。
動物 4-5	224 225	専門家等への意見聴取の内容	1次	専門家から存在の可能性を指摘された種が、図書に反映されていません。既存資料整理では把握しきれなかった動物に係る情報の補完を目的にヒアリングを行ったのであれば、指摘された種については図書に反映すべきではないのでしょうか。	専門家から存在の可能性を指摘された種については、今後の現地調査において生息の可能性に留意して調査を行う方針とし、事業者の対応として図書に記載いたしました。
動物 4-6	231	②動物の注目すべき生息地への影響	1次	生物多様性保全上重要な里地里山の「フナ北限の里」「黒松内」が事業実施想定区域内に含まれるとし、事業による地形改変の影響が生じる可能性があるとして予測していますが、里地里山の保全の活動を行っている団体等に対しヒアリングを実施し、当該団体の活動範囲等へ影響がないか確認し、その区域を回避する必要があるのではないのでしょうか。今後、これらの活動に対しどのように配慮していく予定なのか、事業者の見解をご教示願います。	「フナ北限の里」「黒松内」では、複数の活動団体が保全・活用の取り組みを実施されていると認識しています。今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行った上で、活動団体等に対しヒアリングを行うなど適切な対応を検討致します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物生態系 4-7	232 251	評価結果	1次	重要里地里山の「ブナ北限の里「黒松内」」について、区域は広めに設定していることから、方法書以降の区域の絞り込みにより影響を回避又は低減できるとされていますが、区域の全域が当該里山となっている状況で、どのように回避ができると考えているのか、また評価を修正する必要はないか、事業者の見解をお示しください。	「ブナ北限の里「黒松内」」は、黒松内町の町全域が対象とされています。「黒松内町生物多様性地域戦略」における生物多様性土地利用構想では、本事業の事業実施想定区域は厳正な保全を行う特別保全区域には該当しませんが、「生物多様性の保全を優先した土地利用」を進める森林地域に該当すると認識しています。 今後、事業計画を具体化するなかで、黒松内町等と協議を行い、必要な配慮を検討することで、影響を回避又は低減できると考えております。
植物 4-8	240	専門家等への意見聴取の内容	1次	ブナの生息状況に留意するよう、専門家から意見が示されていますが、評価に反映されている植生は自然度9、10の植生にとどまっています。専門家からの意見のほか、当該区域が重要里地里山に含まれていることから、植生自然度8以下であっても、ブナ林については留意が必要なのではないでしょうか、事業者の見解を伺います。	専門家からのご指摘を踏まえ、今後の現地調査において、事業実施想定区域周辺におけるブナ林再生プロジェクトのブナ林を含め、ブナの優占する群落の分布状況に留意して調査を行います。
景観 4-9	260	表4. 3-29	1次	①黒松内岳において、最大垂直見込角が約16.7度と大きく、周囲の景観とは調和しえない。とされています。標高より風車が低いとはいえ、眺望方向に風車が介在することには変わりがないため、影響は避けられないと考えられますが、今後どのように影響の低減を図っていくかご教示願います。 ②表のタイトルに1/2とありますが、2/2はございますでしょうか。	①フォトモンタージュ作成等により眺望景観を確認しつつ、風車の配置や塗色を検討することにより影響の低減を図っていきます。 ②表のタイトルの1/2は誤りですので、2/2はございません。申し訳ありません。
景観 4-10	262	(b) 評価結果	1次	事業実施想定区域内には景観資源は存在しないことから、事業の実施により直接的な改変を受ける可能性はないとしていますが、黒松内岳を構成する山稜線全体を景観資源と考えると、直接的な改変を受ける可能性はあるのではないのでしょうか。 また、黒松内岳を景観資源として眺望する場合、本項目に挙げている主要な眺望点のほか、歌才オートキャンプ場・ピックからの眺望方向にも黒松内岳が存在し、風車が介在することになります。 以上を踏まえ、景観資源としての黒松内岳をどのように考えているのか、頂上付近以外も景観資源として捉えている場合は、今後どのように対応する予定か、現段階の想定で構いませんので事業者の見解をご教示願います。	景観資源としての黒松内岳は、山頂だけでなく斜面の一部も含むものと考えますが、各眺望点によってどこまで視認できるか異なることから、一概に定めることは難しいものと考えます。具体的には、各眺望点からの黒松内岳の視認状況を考慮しつつ、風車配置等を検討することが考えられます。
景観 人触れ 4-11	271	表4. 4-1 (4) 景観 人触れ	1次	「眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場」の利用状況等を踏まえるにあたり、利用者に対してアンケート・ヒアリング調査を行い、地域や利用者の意見を反映した予測評価・計画にすることが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	地域や利用者の意見を反映した予測評価・計画にすることが望ましいと考えます。資料調査、管理者へのヒアリング等を実施しつつ、必要に応じて管理者等に相談しながらアンケート・ヒアリング調査の実施を検討いたします。

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------